

基本指針及び予防計画の見直し等について



令和5年2月17日
厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

1) 基本指針及び予防計画を見直す経緯

(これまでの経緯)

- 新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ、昨年12月に成立した改正感染症法により、次の感染症危機に備えるため、都道府県が平時に定める予防計画について、①保健・医療提供体制に関する記載事項を充実するとともに、②感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保について数値目標を定めることとし、③保健所設置市等は都道府県の計画を踏まえ新たに平時に予防計画を策定することとされた。(令和6年4月1日施行)
- また、都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更するに当たっては、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第七条第一項に規定する都道府県行動計画との整合性の確保を図らなければならないこととされた。
- 都道府県は予防計画を策定するにあたっては、国が定める基本指針に即して作成することとされており、国が定める基本指針についても、昨年12月に成立した改正感染症法の内容を踏まえて、記載事項を充実させることとされた。

2) 基本指針及び予防計画を設定するにあたって検討が必要な事項と検討の進め方

(検討が必要な事項)

都道府県及び保健所設置市区が策定する予防計画において、感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保について数値目標を設定することとされたことから、以下の事項について検討が必要。

- ① 予防計画の実効性を担保するために定めることとされた数値目標について、どの事項について数値目標を設定する必要があるか
- ② 数値目標について、具体的にどのような考えで都道府県等に設定してもらうか

(検討の進め方)

数値目標を設定する項目については、昨年9月5日に開催した感染症部会において、以下の項目について設定する案をお示ししている。

| 類型 | 数値目標事項案 |
|-------|-----------------------------------|
| 医療 | 病床、発熱外来、後方支援、人材派遣、自宅療養者等に対する医療の提供 |
| 検査 | 検査の確保 |
| 宿泊施設 | 宿泊施設の確保 |
| 物資の確保 | 個人防護具の備蓄 |

このうち、医療については、医療計画との整合性を図りつつ医療全体への影響を勘案して数値目標を設定することが必要であることから第8次医療計画検討会において検討を行っているところである。

また、地方衛生研究所における検査及び保健所の体制に関する部分については、地域保健対策の推進に関する基本的な指針の改正に伴う議論と整合性を図る観点から地域保健健康増進栄養部会で議論することとしたい。

本部会においては、上記検討会等の検討結果を踏まえ、3月以降にご検討いただくこととしたい。